

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

連休中において社会福祉施設等において事故・事件等が発生した場合の
対応について (依頼)

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、当該施設等を所管する岐阜地域福祉事務所及び各県事務所福祉課（以下「県事務所等」という。）への報告をお願いしておりますが、5月の連休中においては、下記のとおりご対応をお願いします。

また、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただいておりますが、当感染症関連については、以下のとおりご対応をお願いします。

記

1 事故・事件等の発生について

令和3年5月1日（土）から5月5日（水）までの連休中においては、県庁及び県事務所等の業務は休日となりますが、該当事案が発生した際は、お手数ですが電話により各庁舎の守衛室等へ連絡をいただき、ファックスにより報告書を送付いただきますようお願いいたします。

※連絡先及び報告様式は、下記のホームページから確認してください。

○指定障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13859.html>

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年5月1日（土）から5月5日（水）までの連休中においては、県庁及び県事務所等の業務は休日となりますが、施設において感染者（感染が疑われる者（PCR検査を受けた職員及び利用者）を含む。）が発生した際は、お手数ですが電話により各庁舎の守衛室等へ連絡をいただき、ファックスにより報告書等を送付（感染者発生時のみ）いただきますようお願いいたします。

※連絡先及び報告様式は、下記ホームページから確認してください。

○新型コロナウイルス感染症の疑い例に関する報告について (No. 108)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26472.html>

<その他の事項について>

○事業所等においては、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、保健所等へ電話連絡し、指示を受けるよう重ねてお願いします。

※連絡先については、下記のホームページから確認してください。

- ・発熱等の症状がある場合の相談・受診方法（岐阜県感染症対策推進課ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	信田・岩垣
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		